

協議運賃会議について

道路運送法及び道路運送法施行規則の改正が令和5年10月1日に施行されたことに伴い、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送に係る運賃及び料金（協議運賃）について、道路運送法に定める構成員で協議することとなりました。協議運賃会議の構成員は道路運送法第9条第4項に規定されており、本市では沼津市地域公共交通協議会委員のうち、「運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者」と「沼津市」、「地方運輸局長」、「市長が市民の意見を代表する者として指名する者」に限定されます。

独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、限られた構成員で協議する必要があります、2者以上の運賃を協議する場合は1事業者ごとに協議を行う必要があります。

これまで運賃・料金等については、地域公共交通会議にて協議

【旧】道路運送法 第9条第4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

【旧】道路運送法施行規則 第9条の2概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。



【新】道路運送法 第9条第4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

※「二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者」が複数ある場合は、1事業者ずつ協議運賃会議を行います。

※今後の地域公共交通協議会においては、協議運賃について協議は行わず、意見聴取や報告を行うものとします。